

(生存に関する証明)
 第十一条 指定機関の長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、寄託された微生物についての生存に関する証明書を交付するものとする。
 一 寄託が行われたとき 寄託者
 二 寄託者の請求があったとき 寄託者
 三 次条第一項の規定により寄託された微生物の試料の分譲を受けた者の請求があったとき 請求人

第十二条 指定機関の長は、次の各号に掲げる者の請求があったときは、次条の規定により拒否する場合を除き、寄託された微生物の試料を分譲するものとする。
 一 特許庁
 二 寄託者又はその寄託者に係る微生物の試料を分譲することについて承諾を得た者
 三 寄託された微生物の試料の分譲について法令上の資格を有する者

第十三条 指定機関の長は、前条第一項の請求に係る微生物が健康又は環境に對し害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある性質を有する場合において、請求人がその微生物を管理することができないと認められたときは、その微生物の試料の分譲を拒否することができる。
 (培養及び保管に用いた条件を記載した文書の請求)

第十四条 第十二条第一項の規定により、寄託された微生物の試料の分譲を請求する者は、その微生物の培養及び保管に用いた条件を記載した文書を請求することができる。
 2 前項の請求は、第十二条第一項の請求と同時にしなければならない。
 (分譲の通知)

第十五条 指定機関の長は、第十二条第一項の規定により、寄託された微生物の試料を分譲したときは、寄託者に対し、その旨を通知するものとする。

(分譲できない旨の通知)
 第十六条 指定機関の長は、寄託された微生物の試料を分譲することができないことを確認したときは、その旨を理由を付して寄託者に通知するものとする。
 (分譲できなくなった微生物と同一の微生物の寄託)
 第十七条 前条に基づく通知を受けた寄託者が、分譲することができないことを確認された微生物と同一の微生物を再び寄託しようとするときは、その微生物及び指定機関の長が定める様式の申請書に添えて前条に基づく通知の写し及びその微生物に係る受託証の写しを指定機関の長に提出しなければならない。
 (科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書の請求)

第十八条 第十二条第一項の規定により、寄託された微生物の試料の分譲を受けることができる者は、その微生物の科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書を請求することができる。
 2 前項の請求は、指定機関の長が定める様式によりしなければならない。
 (受託する微生物の種類)

第十九条 指定機関が受託する微生物の種類については、指定機関の長が定めるものとする。
 (賠償責任)
 第二十条 指定機関の長は、この実施要綱に基づく業務から生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。
 (言語)

第二十一条 書面は、次項に規定するものを除き、日本語で作成しなければならない。
 2 委任状その他の添付書類であつて外国語で作成したものは、日本語による翻訳文を添付しなければならない。
 (手数料)

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定機関の長が特許庁長官の承認を得て、実費を勘案して定める額の手料を納付しなければならない。
 一 第二条又は第十七条の規定により寄託に係る申請書を提出する者
 二 第六条第一項の規定により寄託の継続を請求する者

第三十条 指定機関の長は、この実施要綱に基づく業務から生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。
 (言語)

第三十一条 書面は、次項に規定するものを除き、日本語で作成しなければならない。
 2 委任状その他の添付書類であつて外国語で作成したものは、日本語による翻訳文を添付しなければならない。
 (手数料)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定機関の長が特許庁長官の承認を得て、実費を勘案して定める額の手料を納付しなければならない。
 一 第二条又は第十七条の規定により寄託に係る申請書を提出する者
 二 第六条第一項の規定により寄託の継続を請求する者

第三十三条 第九条第四項の規定により科学的性質若しくは分類学上の位置の表示又は修正に關し証明を請求する者
 第四十条 第一項の規定により生存試験を行うことを請求する者
 第五十一条 第一項の規定により生存に關する証明書の交付を請求する者
 第六十二条 第一項の規定により微生物の試料の分譲を請求する者
 第七十八条 第一項の規定により科学的性質及び分類学上の位置を記載した文書を請求する者
 八 第二十五条の規定により証明書の交付を請求する者

2 前項の規定は、この実施要綱により手数料を納付すべき者が国及び独立行政法人特許法昭和三十四年法律第二百一十一号(第七十七条第二項の政令で定める独立行政法人に限る。)であるときは、適用しない。
 3 第一項の手料を印紙をもつて納付するとき
 4 納付された手数料は、返還しないものとする。
 (寄託の不継続)

第二十三条 指定機関の長は、寄託者が前条第一項の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、その寄託を継続しないものとする。
 (微生物の廃棄)

第二十四条 第四条第一項の規定により受託を拒否された微生物、寄託に關して取り下げられた申請に係る微生物、又は前条の規定により継続されない寄託に係る微生物は、指定機関において廃棄するものとする。
 (証明書の交付)

第二十五条 指定機関の長は、第八条、第九条第四項及び第十一条第一項に定めるほか、この実施要綱に關する業務に關し証明書の交付を請求された場合、当該証明書の交付が適当と認められるときは、証明書を交付することができる。
 (規程の届出)

第二十六条 指定機関の長は、この実施要綱に基づき、指定機関が行つて特許出願に係る微生物の寄託等に関する規程を定め、特許庁長官へ届け出なければならない。
 附則

この実施要綱は、公布の日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

○経済産業省告示第二百九十一号
 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)第一条ただし書の規定に基づき、印紙をもつて納付することができる手数料を次のように定め、平成十四年八月二日から施行する。
 なお、平成十三年経済産業省告示第二百三十一号は、平成十四年八月一日限り、廃止する。
 平成十四年八月二日
 経済産業大臣 平沼 赳夫

特許法施行規則第二十七条の二第一項及び第二十七条の三第一項の規定により特許庁長官の指定する機関が行つて特許出願に係る微生物の寄託及び微生物の試料の分譲に關する手数料
 ○東北地方整備局告示第九十三号
 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
 平成十四年八月二日

東北地方整備局長 浜口 達男
 一 起業者の種類 秋田県
 一 事業の種類 一般国道百三三号改築工事(秋田県鹿角市十和田大湯地内)及びこれに伴つて附帯工事
 一 起業地
 イ 収用の部分 秋田県鹿角市十和田大湯字大
 一 収用の部分 秋田県鹿角市十和田大湯字大
 一 使用の部分 秋田県鹿角市十和田大湯字大
 一 案内及び字高崩地内
 一 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 秋田県鹿角市役所
 ○東北地方整備局告示第九十四号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成十四年八月二日

東北地方整備局長 浜口 達男
 一 施行者の名称 秋田県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成六年建設省告示第二千四百九十九号秋田都市計画道路事業三・四・十四号川尻広面線
 三 事業施行期間 自平成六年十月十八日至平成二十年三月三十一日
 四 事業地 収用の部分 変更なし

東北地方整備局長 浜口 達男
 一 施行者の名称 秋田県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成六年建設省告示第二千四百九十九号秋田都市計画道路事業三・四・十四号川尻広面線
 三 事業施行期間 自平成六年十月十八日至平成二十年三月三十一日
 四 事業地 収用の部分 変更なし

東北地方整備局長 浜口 達男
 一 施行者の名称 秋田県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成六年建設省告示第二千四百九十九号秋田都市計画道路事業三・四・十四号川尻広面線
 三 事業施行期間 自平成六年十月十八日至平成二十年三月三十一日
 四 事業地 収用の部分 変更なし

東北地方整備局長 浜口 達男
 一 施行者の名称 秋田県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成六年建設省告示第二千四百九十九号秋田都市計画道路事業三・四・十四号川尻広面線
 三 事業施行期間 自平成六年十月十八日至平成二十年三月三十一日
 四 事業地 収用の部分 変更なし

東北地方整備局長 浜口 達男
 一 施行者の名称 秋田県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成六年建設省告示第二千四百九十九号秋田都市計画道路事業三・四・十四号川尻広面線
 三 事業施行期間 自平成六年十月十八日至平成二十年三月三十一日
 四 事業地 収用の部分 変更なし

東北地方整備局長 浜口 達男
 一 施行者の名称 秋田県
 二 都市計画事業の種類及び名称 平成六年建設省告示第二千四百九十九号秋田都市計画道路事業三・四・十四号川尻広面線
 三 事業施行期間 自平成六年十月十八日至平成二十年三月三十一日
 四 事業地 収用の部分 変更なし